

但シ其處分方法ハ爭議團ニ之ヲ一任ス

一、會社ハ今後經濟上經營困難ニ非ラザル限り集團的解雇ヲ行ハザルコト  
(但シ就業規則ニ違反シタル場合ハ此ノ限りニ非ズ)

一、會社ハ今日ノ事件ニ關シテ犧牲者ヲ出ササルコト

一、會社ハ労働組合員ニ對シテ差別的待遇ヲ爲サ、ルコト

一、會社ハ従業員ノ待遇ニツキ會社經濟ノ許ス範圍ニ於テ之ヲ改善スルコト

一、従業員ハ今後會社ノ規律ヲヨク守リ誠意ニ勤務スルコト

昭和五年二月二十七日

東京藤糸紡績株式會社工場代表 工場長  
爭議團代表日本労働總同盟紡績労働組合主席  
全 全 全  
全 全 全  
立會人 沼津警察署長

小山 二  
富田 繁藏  
山田 重太郎  
草間 時光  
廣池 千英  
増田 金作

然して爭議の嘆願條項及希望要項に對する回答は次の如し(充分なる御對照を乞ふ)

歎願書

回答

希望要項ニ對スル回答

一、全團ノ解雇ヲ復職セシムルコト

一、復職ニ應ジ難シ

一、工場衛生ヲ重シ完前ス

二、卒業ニ希望ナル物品ハ支給ス

東京藤糸紡績株式會社工場

昭和五年二月十四日發  
二月二十日發

協同會調停